

令和7年度 高校生一日看護師体験事業実施要項（高等学校用）

1 目 的

高校生が、病院において看護業務を体験することにより、看護に対する認識と理解を深めるとともに、進路の選択にあたり看護職（保・助・看）を志す動機づけの一助とする。

2 実施主体

公益社団法人新潟県看護協会

3 対 象

県内の高等学校生で保健師、助産師、看護師を希望する者
（上記以外の医療関係の職業を希望する者は対象外）

4 実 施 日

高校生の夏季休業中に行う。原則として、令和7年7月28日（月）～令和7年8月22日（金）を県内一斉実施期間とする。ただし、土・日および8月13日～15日を除く。

5 実施施設

県内の病院を対象とし、事前に看護協会が行った受入依頼に対して受入可能と回答した病院

6 内 容

体験する生徒が、看護に対する認識と理解を深めることができるような内容および時間配分を実施施設が決定する。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| （例）・オリエンテーション | ・看護の役割・魅力や看護教育制度について |
| ・病棟見学および看護体験 | ・懇談会 |
| ・アンケート、感想文、記念写真撮影等 | |

7 参加申込

各高等学校で希望を取りまとめ、新潟県看護協会ホームページの所定のフォームから申し込む。
※申し込み方法の詳細は、別紙2を参照する。

8 申込期間

令和7年4月7日（月）～令和7年5月9日（金）

9 参 加 料

無料。ただし、体験当日の交通費、昼食代などについては、参加生徒の本人負担とする。

1.0 体験参加生徒への指導事項

- 1) 生徒が流行性ウイルス疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 等）に罹患した時は、体験の可否について参加予定の病院に連絡し相談すること。
- 2) 体験当日の朝に発熱、風邪症状、胃腸炎症状などの体調不良がある場合は、体験参加を中止し、参加予定の病院・学校・新潟県看護協会へ連絡をすること。
- 3) 体験参加中に事故があった時には、実施施設の指示に従うと共に、学校へ連絡すること。
- 4) マスクの着用については、体験参加予定の病院の対策に従って参加すること。
- 5) 体験に参加して知り得た個人情報については、第三者に漏らさないこと。

特記事項

個人情報の取り扱いについて

- 1) 個人情報については、当会「個人情報保護法規程」に基づき適正に管理します。
(個人情報保護法規程は、新潟県看護協会ホームページに掲載)
- 2) 申込時に取得した個人情報を、マッチング成立後に実施施設へ提供することについて、申込時点で同意を得たものとします。
- 3) 体験参加中に撮影した写真等を新潟県看護協会のホームページ並びに当会広報誌等を使用することについて、申込時点で同意を得たものとします。
なお、ホームページの掲載について、削除依頼があった場合はすみやかに削除します。